様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　２ 年　 ６ 月　 ５ 日現在

機関番号：１２６０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2016～2019
課題番号：１６Ｋ０２９９５

研究課題名（和文）近代移行期オスマン帝国の付庸国支配の変容から見る黒海地域史

研究課題名（英文）The Early Modern History of the Black Sea Region from the Perspective of the Ottoman Rule over its Vassal States

研究代表者
黛　秋津（Mayuzumi, Akitsu）

東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

研究者番号：００４５１９８０

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、オスマン帝国による黒海支配の特徴を、クリム・ハーン国やワラキア・モルドヴァなどの黒海周辺の付庸国を通じた支配であると見なし、それらの付庸国に関する宗主＝付庸関係に注目した。付庸国の支配者の承認と、それをめぐるロシアとオスマン帝国の対立などの問題などに注目しつつ、1774年以降ロシアやハプスブルク帝国による黒海地域の進出により生じた同地域社会の変容の一側面を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義
現代の黒海国際関係の出発点と考えられる18世紀後半の黒海地域の国際関係と同地域社会の変容を、オスマン政府による付庸国支配の変化という、従来の研究では見られなかった視点から考察した点が学術的意義と考えられる。そしてこの研究成果を、一般向けの雑誌への寄稿や市民講座などを通じて、研究者のみならず社会一般に伝え、日本ではあまり知られていない黒海地域研究の存在を広く知らしめる試みを行った点が社会的意義と考えられる。

研究成果の概要（英文）：Regarding the characteristics of the Ottoman rule over the Black Sea region as the rule through its vassal states around the Black Sea such as the Crimean Khanate and the Danubian Principalities, this study focused on their suzerain-vassal relations. It revealed an aspect of the transformation of the Black Sea region caused by the advancement of Russia and the Habsburg Empire after 1774. The main attention was paid to the Ottoman right of recognition of the newly nominated vassal ruler and the Russo-Ottoman dispute over this issue.

研究分野：国際関係史

キーワード：黒海　オスマン帝国　ロシア

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

これまでの近世～近代の黒海地域史研究では、主に欧米の研究者による「東方問題」的視点からの研究、トルコ人研究者らによるオスマン帝国史としての研究、そして黒海周辺諸国の研究者による自国史と黒海との関わりのみに焦点を当てた研究などが多く、黒海地域全体を俯瞰しつつ、多言語史料を用いて複眼的かつ重層的にこの地域の歴史を考察するような研究は少数であった。特に本邦では、「黒海地域」という枠組みによる歴史研究自体ほとんど見られない状況であり、黒海を取り巻く諸地域で生じている現代的な問題を歴史的視点から考える上でも、このような枠組みによる歴史研究を進める必要があると考えた。

そのための第一歩として、申請者は平成 23 年度から 27 年度まで「近代黒海国際関係史の基礎的研究」という課題名で科学研究費補助金（基盤研究 C）を受け、18 世紀後半～19 世紀初めのロシアやハプスブルク帝国等による黒海交易参入および黒海周辺に位置するオスマン領への影響力拡大の過程を、主に外交史料を用いて政治外交面から実証的に跡付ける試みを行った。その研究を踏まえ、次に取り組むべき課題としたのが、同時期の黒海周辺地域社会に生じた変化の解明であった。

２．研究の目的

本研究は、そうしたヨーロッパ勢力進出に伴う黒海周辺地域の社会変容の実態を具体的に明らかにするため、その前提として、同地域の社会の在り方を規定していたオスマン帝国による支配の変容に注目した。

オスマン帝国の領域支配がティマール制の施行される直接統治から、極めて緩やかな間接支配まで多様であることはよく知られているが、黒海を自らの内海としたオスマン帝国の黒海周辺支配に関しても多様性が見られた。とりわけ黒海周辺には、西岸部のワラキアとモルドヴァ、北岸部のクリム・ハーン国、そしてイメレティやミグレリなど東岸部のグルジア西部諸国など、多くの付庸国が存在していた。従来指摘されていなかったことであるが、こうした付庸国を介した統治をオスマン帝国による黒海沿岸地域支配の一つの特徴と見なすことができよう。18 世紀後半から本格的に開始されるロシア・西欧諸国による黒海周辺地域への影響力拡大の重要な手段の一つが、各付庸国のオスマン政府に対する義務を様々な形で軽減させて宗主・付庸間の結びつきを弱め、その余地に自らの勢力を浸透させようとする政策であり、諸外国の黒海地域進出とオスマン政府による黒海周辺の付庸国支配の動揺は表裏一体の関係にある。本研究はこの点に着目し、18 世紀後半から 19 世紀初頭のロシアと西欧諸国による黒海地域への進出を、オスマン帝国の付庸国支配の弱まりという裏側から考察することにより、近代移行期における黒海地域の変容の一面を明らかにすることを目的とした。

３．研究の方法

本研究では、オスマン帝国と黒海周辺のその付庸国との関係と、18 世紀後半以降黒海へ進出するヨーロッパ諸国、特にロシアのこれら付庸国に対する政策を扱った。様々な論点がある中で、本研究では以下の 3 つの問題に注目した。(1)諸外国の本格的な進出以前のオスマン政府と黒海周辺の各付庸国との具体的な権利＝義務関係、およびオスマン帝国の黒海支配における付庸国の位置づけ（2）1774 年に締結されたキュチュク・カイナルジャ条約における規定、(3) 1774 年以降の、ロシア、ハプスブルク帝国などによる黒海地域進出の中で取られた、オスマン宗主＝付庸関係に関わる政策と、その結果としての宗主＝付庸関係の変化の実態。

こうした点を明らかにするため、研究対象時期におけるロシア、ハプスブルクによる黒海沿岸のオスマン付庸国政策、およびオスマン政府と各付庸国間の権利＝義務関係に関する先行研究の収集と分析を行い、次いでウィーン、モスクワ、イスタンブルなどで史料調査を実施して、一次史料を収集し分析した。

４．研究成果

(1)18 世紀半ばまでのオスマン帝国による付庸国との関係と黒海支配

①付庸国統治者選出時のオスマン政府の介入：黒海地域の付庸国のうち、ワラキア、モルドヴァ、クリム・ハーン国については、18 世紀以前からしばしばオスマン政府が新たな公やハーンの就任時に介入を行っていた。すなわち、現地で選出された人物を公、あるいはハーンとして承認する最終的な権利はオスマン皇帝にあり、これがオスマン政府による付庸国支配の大きな力となっていた。ワラキアとモルドヴァについては、このことをすでに明らかにしていたが、クリム・ハーン国についても同様であることを確認した。オスマン政府は概ね、ハーンの権威を大きく制限したり国の内政に深く介入したりすることはなかったとされるが、この新ハーン選出時の承認を通じて自らに敵対的な人物を排除することは、付庸国支配にとって重要であった。こうした介入はクリム・ハーン国がオスマン帝国に従属して以来しばしば見られたが、18 世紀初頭にロシアに接近したために、公をオスマン政府自身が任命するようになったワラキアやモルドヴァと比較すると、クリム・ハーン国の場合は 18 世紀半ばまではこの問題がロシアとの外交上の大きな問題とはならなかった。

グルジア西部諸国に対するオスマン支配の問題は、その内部の諸国間の抗争や、17 世紀まではオスマン＝イラン関係、18 世紀前半はロシアを加えた三国間関係の中で考える必要があるが、17 世紀後半以降、オスマン帝国が新たな支配者の選出時ではなく、時の支配者に敵対する人物の反乱への支援という形を取って、しばしば介入を行った。特にイランの勢力圏に最も近く、またロシアともつながりを持つイメレティにおいてこうした介入が見られた。

②オスマン帝国の黒海支配と付庸国の位置づけ：15 世紀から 18 世紀半ばまでの黒海地域の付庸国を概観すると、諸外国の影響に応じて統制の度合いを変化させたことがうかがえる。すなわち、帝国中核部であるアナトリア、およびオチャコフ（オズィ）までの黒海東岸の沿岸部はルメリ州とオズィ州を置いて直接に統治し、その他の地域のうち経済的に最重要なクリミア半島のカッファ（ケフェ）周辺をケフェ州として、その他の軍事的に重要なアゾフ（アザク）、スフミ（ソフム）、アナカラ（アナクリア）などの要塞化した拠点を直接統治した。それ以外の沿岸部や沿岸から多少離れて位置する地域に存在したのが各付庸国であり、オスマン政府は、上述のような現地統治者の承認の問題等を通じて各付庸国を緩やかに支配し、諸外国の影響が現れた時にはその統制を強めた。それが 18 世紀に導入されたワラキア・モルドヴァのファナリオット制度、あるいは後述のような 18 世紀半ば以降のグルジア西部の王位や公位争いへの積極的な介入であった。

17 世紀まで、ポーランド、ロシア、サファヴィー朝などのオスマン黒海支配に対する脅威は大きくなく、オスマン帝国が重要地域以外を間接統治としたことは一定の合理性があったと考えられる。18 世紀に入り各地で次第にロシアの影響が見られると、付庸国に対する統制強化がオスマン政府の課題となり、とりわけ 1774 年以降深刻な問題となる。
以上のような、オスマン帝国の黒海支配を付庸国と結び付けた議論はこれまでほとんど行われておらず、この点が本研究の成果の一つである。

(2)キュチュク・カイナルジャ条約における規定

ワラキア・モルドヴァ両公国についてはすでにこの問題を明らかにし、論文として発表しているので、ここではクリム・ハーン国に関する規定を取り上げる。1768 年のロシア・オスマン戦争では、ロシア優位の中 1772 年から本格的な和平交渉が行われたが、その中でクリム・ハーン国をオスマン宗主下から独立させることはロシアにとって妥協できない点であり、これに対してオスマン側が提案したのが、独立後もオスマン皇帝が宗教的な面に限りクリム・ハーン国に権威を及ぼす、という内容であった。これが 1772 年夏のフォクシャニにおける和平交渉の中で提案されたことは先行研究が指摘しているが、同年冬にブカレストで行われた和平交渉において、オスマン側がオスマン皇帝の「カリフ」としての権利であることを強調し始めた点は、これまであまり指摘されてこなかった。いわゆる「スルタン＝カリフ制」の議論にも関わるこの点を本研究で明らかにした。

結局 1774 年に締結されたキュチュク・カイナルジャ条約では、クリム・ハーン国の独立とともにオスマン側の主張も盛り込まれたが、その後のクリム・ハーン国をめぐるロシア・オスマン間の懸案はこのオスマン皇帝の「宗教的権威」の解釈を巡る問題であった。

（3）ロシアとハプスブルクの黒海地域進出と宗主＝付庸関係の変容

①ワラキアとモルドヴァ：1774 年の条約でモルドヴァに対する発言権を獲得し、傀儡を終身のモルドヴァ公に就けることに成功したロシアは、オスマン政府が両公国から徴収する税額をオスマン側に明示させ、それを遵守することを迫った。1774 年以前にはオスマン＝両公国間でそのような内容の規定は取り決められておらず、慣例とオスマン政府の意向により決められていたものであった。ロシアは宗主＝付庸関係における具体的な権利＝義務関係をオスマン政府に明示させ、それを超える両公国の負担を禁じることにより、オスマン宗主権の制限を図った。その結果、一部には依然として規定以上の経済的負担が見られたものの、ロシアの監視の下、全般的にオスマン政府による両公国支配は制限された。統治者である公の任命に関しても同様のことが言える。自らに近い人物を公位に就けようとするロシアと、それを阻止しようとするオスマン側の間で様々な駆け引きが繰り広げられたことはこれまでの研究で明らかにしたところである。

一方、ロシアのバルカン進出を警戒するハプスブルク帝国も、1774 年以降両公国への進出を開始する。ハプスブルクも公や高位貴族達との関係を重視するが、ロシアとは異なり、両公国への政治的進出よりは経済的進出に重点が置かれていたことを改めて確認した。黒海通商参入を目指す同帝国にとって、両公国は黒海との間の中継地として位置づけられ、ロシアと比べて宗主＝付庸関係への介入は少なく、対両公国政策はあくまで安定した通商活動の確保を目的としていた。

ワラキア・モルドヴァ両公国の宗主＝付庸関係に関しては、1780 年代に始まるロシアや西欧諸国の領事館設置の動きとその役割は極めて重要である。これについては課題の一つとして今後本格的に取り組む必要がある。

②クリム・ハーン国。本研究で最も重視した点であり、前項で示したように、宗教的権威をかなり広く解釈し、それを根拠として、独立後のクリム・ハーン国に対し条約前とほぼ同様の支

配を行おうとするオスマン帝国と、それを阻止し影響力拡大を狙うロシアとの間で激しい攻防が見られた。特に大きな争点となったのは新たなハーンの任命と承認に関する問題であり、例えば 1777 年に生じた、ロシアに近いシャーヒン・ギライのハーン位承認問題は、両帝国間の緊張を高める大きな問題となった。1774 年の条約締結から 1783 年のロシアによる併合宣言まで、このハーン位承認に関する問題は何度か持ち上がったが、本研究ではこの過程を学会発表と論文を通じて明らかにした。また、付庸国統治者の承認問題は両公国でも見られたことはすでに述べたが、両ケースを比較検討し、1774 年後のロシアの黒海地域進出という大きな枠組みの中に位置づける試みを行い、2019 年に国際南東欧学会の大会で報告した。

③グルジア西部諸国：オスマン政府は、定期的な税の支払いと必要に応じた軍派遣の義務を課す以外、内政には積極的に関与しなかったが、他の地域と同様、ロシアの進出とともに王や公の任命と承認が重要性を増した。特に 18 世紀前半、ロシアがザカフカースへの影響力を拡大するなか、イメレティではアレクサンドレ 5 世が 1730 年代にロシアと積極的に接触し、それを原因としてオスマン帝国により退位させられるなど、王をめぐるロシアとオスマン帝国間の争いが見られ始めた。他の公国の公も 1768 年の戦争で必ずしもオスマン帝国側に付かず、以後オスマン支配は大きく動揺する。1774 年の条約ではグルジア西部諸国に関する規定はなかったものの、1783 年にカルトリ・カヘティをロシアが保護国として以降ロシアの進出は加速し、19 世紀初頭にイメレティ、グリア、ミグレリがロシアの支配下に置かれる。こうした過程はこの三国間の争いも絡んでかなり複雑であり、オスマン政府の宗主権がいかに失われたかを検討するためには、さらなる史料調査が必要である。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計2件（うち査読付論文　0件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　0件）

１．著者名 黛秋津	４．巻 726
２．論文標題 黒海地域の歴史 ： 新しい地域研究の試み	５．発行年 2019年
３．雑誌名 歴史と地理（世界史の研究）	６．最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 黛秋津	４．巻 なし
２．論文標題 オスマン帝国のクリミア支配とロシアの進出によるその変容―黒海地域史の観点から	５．発行年 2017年
３．雑誌名 大学研究助成アジア歴史研究報告書2016年度	６．最初と最後の頁 55-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

〔学会発表〕　計5件（うち招待講演　1件／うち国際学会　5件）

１．発表者名 Akitsu Mayuzumi
２．発表標題 Voyvoda and khan as diplomatic issues on the Russo-Ottoman relations: from the perspective of the history of the Black Sea region in the 18th century
３．学会等名 Le XIIe Congres d’etudes du Sud-Est europeen. AIESEE(Association Internationale d'Etudes du Sud-Est Europeen)（国際学会）
４．発表年 2019年

１．発表者名 Akitsu Mayuzumi
２．発表標題 Black Sea Area Studies in Japan: History and Recent Trends
３．学会等名 Humanities in the Information Society-III（招待講演）（国際学会）
４．発表年 2018年

１．発表者名 Akitsu Mayuzumi
２．発表標題 The question of opening French consulates in the Danubian Principalities
３．学会等名 7th International Balkan Annual Conference（国際学会）
４．発表年 2017年

１．発表者名 Akitsu Mayuzumi
２．発表標題 Vassal States and the Concept of "Suzerainty" in the Ottoman Empire
３．学会等名 5th Global International Studies Conference（国際学会）
４．発表年 2017年

１．発表者名 Akitsu Mayuzumi
２．発表標題 The Russian diplomatic intervention in the Ottoman-Crimean relations after the treaty of Kucuk Kaynarca (1774)
３．学会等名 3rd International Congress of Pontic Studies（国際学会）
４．発表年 2016年

〔図書〕　計4件

１．著者名 Okamoto Takashi, Mayuzumi Akitsu, Fujinami Nobuyoshi, Yamazoe Hirochi 他	４．発行年 2019年
２．出版社 The Toyo Bunko	５．総ページ数 323(21-40)
３．書名 A World History of Suzerainty: A Modern History of East and West Asia and Translated Concepts	

1．著者名 Akitsu Mayuzumi, Tom Sinclair, Kyriakos Chatzikyriakidis, Sezai Balci/Merve Kalafat Yilmaz,Cafer Sarikaya, et al	4．発行年 2018年
2．出版社 University Studio Press	5．総ページ数 280(39-48)
3．書名 O Pontos stin ysteri Othomaniki Aytokratoria (1774-1908): Koinonia kai Oikonomia	

1．著者名 Florentina Nitu, Cosmin Ionita, Metin unver, Ozgur Kolcak, Hacer Topaktas, Akitsu Mayuzumi他	4．発行年 2016年
2．出版社 Turk Dunyasi Belediyeler Birligi (TDBB) Publications	5．総ページ数 604(287-295)
3．書名 Turkey & Romania: A History of Partnership and Collaboration in the Balkans	

1．著者名 六鹿茂夫、黛秋津、上垣彰、横手慎二、間寧、末澤恵美、廣瀬陽子、月村太郎、松里公孝、服部倫卓、安達祐子	4．発行年 2017年
2．出版社 名古屋大学出版会	5．総ページ数 422(26-55)
3．書名 黒海地域の国際関係	

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

6．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考